令和７年横審第３５号

裁　　決

モーターボートＡモーターボートＢ衝突事件

受　　審　　人　　a

職　　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

補　　佐　　人　　１人

受　　審　　人　　b

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

補　　佐　　人　　１人

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則及び同官畑中充出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ｂの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ａを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年７月２６日０５時３５分

静岡県清水港第３区

２　船舶の要目

船種船名	モーターボートＡ	モーターボートＢ
登録長	８．５５メートル	７．２７メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	１２８キロワット	８８キロワット

３　事実の経過

Ａは、船体中央よりやや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪を、その右方に機関遠隔操縦装置を、左方に魚群探知機、レーダー及びＧＰＳプロッターをそれぞれ装備し、有効な音響信号として笛を備えた総トン数５トン未満のＦＲＰ製モーターボートで、ａ受審人が１人で乗り組み、知人３人を乗せ、釣りの目的で、船首０．４メートル船尾１．０メートルの喫水をもって、令和７年７月２６日０５時２８分清水港第３区の係留地を発し、同港南東方沖合の釣り場に向かった。

ａ受審人は、レーダー及びＧＰＳプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操縦に当たり、清水港内を東行し、０５時３３分僅か前清水港外港防波堤南灯台（以下「清水港南灯台」という。）から２６０．５度（真方位、以下同じ。）１，２６０メートルの地点で、針路を１０２度に定め、１０．１ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

ａ受審人は、針路を定めたとき、周囲を一見したところ、右舷前方に漂泊するミニボート等を視認したものの、その他に船舶を見かけなかったので、周囲に航行の支障となる他船はいないものと考え、同ボートの動静に注意を向けながら続航した。

０５時３３分ａ受審人は、清水港南灯台から２６０度１，２４０メートルの地点に達したとき、左舷船首３４度９５０メートルのところにＢを視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突の

おそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、周囲に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ａ受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行し、０５時３５分僅か前左舷船首至近にＢを認めたものの、どうすることもできず、０５時３５分清水港南灯台から２４２度７００メートルの地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部にＢの船首が前方から７３度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力１の北風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Ｂは、船体中央に操舵室を配し、同室前部中央の僅か右舷側に舵輪を、その右方に機関遠隔操縦装置及びレーダーを、左方にＧＰＳプロッターをそれぞれ装備し、さらに、操舵室外でも操縦できるように同室後壁右舷外側に、舵輪及び機関遠隔操縦装置を備えた操舵スタンド（以下「外部操舵スタンド」という。）を設置した総トン数５トン未満のＦＲＰ製モーターボートで、ｂ受審人が１人で乗り組み、知人１人を乗せ、釣りの目的で、船首０．４メートル船尾０．８メートルの喫水をもって、同日０３時３０分清水港第１区の係留地を発し、同港東方沖合の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、０４時００分目的の釣り場に到着して釣りを行ったのち、帰途に就くこととし、０５時１５分同釣り場を発進し、ＧＰＳプロッターを作動させ、操舵室内が暑かったことから、外部操舵スタンドの後方に立って操縦に当たり、０５時２８分半僅か過ぎ清水港南灯台から０１２度１，２７０メートルの地点で、針路を２０９度に定め、９．０ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

ｂ受審人は、定針したとき、周囲を一見したところ、左舷前方に航路内を出航する漁船を視認したものの、その他に船舶を見かけなかったので、周囲に航行の支障となる他船はいないものと考え、平素からＧＰＳプロッターに記録された過去の航跡をたどって係留地に向かっていたことから、同プロッターの画面を見ながら続航した。

０５時３３分ｂ受審人は、清水港南灯台から２９５度３８０メートルの地点に達したとき、右舷船首３９度９５０メートルのところにＡを視認することができ、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、周囲に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ｂ受審人は、Ａの進路を避けずに進行し、Ｂは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、左舷船首部外板に破口等を、Ｂは、船首外板に亀裂等をそれぞれ生じ、Ａの同乗者２人が頚椎捻挫を、ｂ受審人が左肩挫傷をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、清水港第３区において、東行するＡと南下するＢとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である港則法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、互いに視野の内にある航行中の動力船であり、進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、衝突のおそれが生じた後、両船に衝突を避けるための必要な動作をとる時間的、距離的余裕が十分にあったと認められることから、海上衝突予防法第１５条の横切り船の

航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、清水港第３区において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するＢが、見張り不十分で、前路を左方に横切るＡの進路を避けなかったことによって発生したが、東行するＡが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

ｂ受審人は、清水港第３区において、係留地に向けて南下する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、周囲に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するＡに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、Ａ及びＢ両船それぞれに損傷を生じさせるとともに、Ａ同乗者２人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ａ受審人は、清水港第３区において、釣り場に向けて東行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、周囲に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するＢに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して同船と衝突する事態を招き、Ａ及びＢ両船それぞれに損傷

を生じさせるとともに、ｂ受審人及びＡ同乗者２人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１６日

横浜地方海難審判所

審 判 長　審 判 官　桐　井　晋　司

審 判 官　福　島　正　人

審 判 官　神　﨑　和　徳